

滋賀県立男女共同参画センター「G-NETしが」の施設利用について

◎G-NETしが 施設使用料

(2025 年 4 月 1 日改定)

<県内居住の方がご利用の場合>

区分 名称		定員 (規模)	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日	申 込 期 間
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00	
大ホール	平 日	500 人	7, 000 円	19, 400 円	20, 700 円	26, 400 円	36, 000 円	43, 000 円	使用月の 8 か月前 の月の初日から 10 日前まで
	土・日 祝 日		10, 500 円	29, 100 円	31, 050 円	39, 600 円	54, 000 円	64, 500 円	
研 修 室 A		50人	2, 760 円	3, 730 円	2, 760 円	6, 490 円	6, 490 円	9, 250 円	使用月の 3 か月前 の月の初日から 10 日前まで
研 修 室 B		30人	1, 800 円	2, 480 円	1, 800 円	4, 280 円	4, 280 円	6, 080 円	
研 修 室 C		30人	1, 800 円	2, 480 円	1, 800 円	4, 280 円	4, 280 円	6, 080 円	
特 別 会 議 室		24人	6, 640 円	8, 720 円	6, 640 円	15, 360 円	15, 360 円	22, 000 円	
調 理 実 習 室		36人	3, 750 円	5, 000 円	3, 750 円	8, 750 円	8, 750 円	12, 500 円	
視 聴 覚 室		100人	6, 350 円	8, 300 円	6, 350 円	14, 650 円	14, 650 円	21, 000 円	
トレーニングルーム		20人	3, 310 円	4, 280 円	3, 310 円	7, 590 円	7, 590 円	10, 900 円	
茶 亭		(25㎡)	3, 310 円	4, 280 円	3, 310 円	7, 590 円	7, 590 円	10, 900 円	
展示ギャラリー		(75㎡)	1 日につき 5, 090 円						
テニス コート	平 日	(3 面)	1 面 2時間につき			1, 450 円			
	土・日 祝 日		1 面 2時間につき			2, 180 円			

<県外居住の方がご利用の場合>

上記料金の一律1.5倍のご利用料金となります。

◎ 申込の受付について

1. 受付開始日

施設使用の申込については、大ホールは使用日の8か月前の月の初日から、その他の貸室は使用日の3か月前の月の初日から受け付けます。ただし、大ホールに付随して他の貸室も利用する場合は、併せて8か月前から受け付けます。(受付開始日が休所日にあたる場合は、その翌日が受付開始日となります。)

2. 受付時間

開所日の午前9時から午後9時まで。先着順となります。

ただし、受付開始日においては、来所・電話にかかわらず、午前9時から午前9時 30 分まで一括して受け付け、使用希望日が重なった場合、日程調整や抽選を行います。

3. 申込方法

- (1) センターの窓口にお越しいただくか、電話で申し込んでください。その時に、使用目的などを確認します。
- (2) 申込受付後、利用する日の10日前までに使用責任者が窓口にお越しいただき、使用承認申請書に必要事項を記入いただくとともに、施設使用料をお支払いください。(前納です。)
- (3) 受付が完了しますと、使用承認書と領収書をお渡しします。なお、いったん支払われた使用料は原則としてお返しできません。
- (4) 大ホール使用の場合は、付帯設備の準備の関係上、使用日の10日前までに、使用する付帯設備の内容が分かる資料(付帯設備使用リストもしくは催物のプログラム等)を提出するなどして、当日使用する設備を予め申し出てください。

なお、付帯設備使用料については、使用の当日、窓口にて料金をお支払いしていただきます。

4. 使用方法

- (1) 使用当日は、必ず窓口で「点検表」と「鍵」を受け取ってから入室してください。
- (2) 施設の使用は、使用承認書に記載された利用時間内に限ります。また、使用后、机、椅子などは、必ず元の状態に戻してください。
- (3) 付帯設備を使用される場合、その機器の使用(操作)方法等は、担当係員が事前に説明します。機器の操作は、善良な管理のもとに、利用者で行ってください。
- (4) 電気器具を持ち込む時は、事前に窓口へ内容と件数を必ず申し出てください。
- (5) 施設内は、禁煙です。喫煙は、決められた場所(灰皿の設置している所)で行ってください。
- (6) 湯茶等の設備は使用できますが、茶葉は利用者各自で準備してください。
- (7) 駐輪、駐車場での事故等は責任を負いません。多数の自動車が駐車する場合は、誘導等の保安要員を主催者で必ず確保してください。
(付帯設備使用料は、裏面をご覧ください。)

◎G-NETしが 付帯設備使用料

	設 備 名	単位	使用料
大ホール	ローアーホリゾンライト	1 列	430 円
	ボーダーライト	1 列	530 円
	サスペンションスポットライト	1 列	970 円
	アッパーホリゾンライト	1 列	430 円
	客席用スポットライト	1 列	430 円
	フットライト	1 列	430 円
	ピンスポットライト	1 台	320 円
	拡声装置 (マイク 4 本含む)	1 式	2,170 円
	追加マイク	1 本	210 円

	設 備 名	単位	使用料
大ホール	カセットテープレコーダー	1 台	320 円
	C D プレーヤー	1 台	210 円
	M D プレーヤー	1 台	210 円
	プロジェクター	1 台	510 円
	ピアノ	1 台	1,080 円
	金ぴょうぶ	1 双	1,080 円
	冷・暖房料	1 時間	1,410 円
各室	携帯用拡声装置	1 台	210 円
共通	持込電気器具 (1kW)	1 台	110 円

付帯設備の使用料は、午前、午後および夜間をそれぞれ1単位とした料金です。(冷・暖房料は1時間単位)

◎G-NETしが施設使用料の半額適用について

県内在住者が主体である団体が、男女共同参画の推進を主たる目的として使用される場合には、施設使用料が半額になります。(ただし、テニスコートおよび付帯設備使用料は除きます。)

使用料の半額適用を希望される場合は、次の手順に従ってください。

(1) 使用の申込

申込受付期間は、通常料金での利用と同じく、大ホールは使用日の8か月前、その他の貸室は3か月前の月の初日からです。この時、半額適用を希望する旨を申し出てください。

(2) 「男女共同参画センター施設使用料の半額適用申請書」の提出

センター窓口へ直接お越しになり、「半額適用申請書」に使用の目的や詳しい内容を具体的に記入して提出してください。

(3) 「男女共同参画センター使用料の半額適用承認通知書」の交付

(2)の申請書が承認されまると、承認通知書を交付いたします。

(4) 使用の申込および使用料の納付

(3)の承認通知書の交付を受けた後、改めて施設使用承認申請書に必要事項を記入していただき、使用料を前納してください。

(注) 半額適用の手続きについては、上記のように若干の日数を要することとなりますので、20日前までに申請書をご提出ください。

◎ その他

- (1) 滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例（以下「条例」という。）第4条第2項の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をお断りすることがあります。
- (2) 条例第7条第1項の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命じることがあります。
- (3) 営利を目的とした施設の使用はできません。
- (4) ご使用にあたっては、使用承認書の裏面の「ご使用上のお願い」をよくお読みください。
- (5) 使用承認を受けた施設の使用を変更されるときは、改めて変更の承認を受けてください。
- (6) センターの施設や設備を損傷されたり、紛失されたときは、直ちにその旨届け出てください。

滋賀県立男女共同参画センター G-NETしが

〒523-0891 滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4

TEL 0748-37-3751 FAX 0748-37-5770